

読者の皆様へ

## 『最低賃金決定要覧 令和3年度版』の 誤記について訂正とお詫び

『最低賃金決定要覧 令和3年度版』の記載について、誤りがございました。下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

### ①P64 福井県

「地域別最低賃金」の金額

誤 833 円                      正 830 円

※「地域別最低賃金」と「特定最低賃金 紡績業、繊維、染色整理業」の金額が同額になります。

### ②P65 福井県

「特定最低賃金 百貨店、総合スーパー最低賃金」の改正発行年月日

誤 (R2.11.24)                  正 (R2.12.24)

### ③P66 山梨県

「特定最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の改正発行年月日

誤 (R2.1.14)                    正 (R3.1.14)

区 分	最 低 賃 金 件 名 〔新 設 発 効 年 月 日〕 適 用 範 囲	最 低 賃 金 額 時 間 (改 正 発 効 年 月 日)	適 用 使 用 者 数 (人) 適 用 労 働 者 数
地 域 別	福 井 県 最 低 賃 金 〔S47.12.1〕 福井県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	830円 (R2.10. 2)	28,237 327,000

特 定 最 低 賃 金	<b>福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金</b> 〔協〕 〔H1. 1. 8〕 1 適用する使用者 福井県の区域内で製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業（製糸業、炭素繊維製造業、ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）及びかさ高加工糸製造業を除く。以下同じ。）、織物業（細幅織物業を除く。以下同じ。）、染色整理業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業又は染色整理業に分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ハ 賄い、湯沸し又は下回りの業務	830円 (R1.12.24)	227 5,820
	<b>福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金</b> 〔協〕 〔H1.12.24〕 1 適用する使用者 福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。以下同じ。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ハ 賄い、湯沸かし、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務	874円 (R1.12.24)	109 1,900

福 井

18

区 分	最 低 賃 金 件 名 〔新 設 発 効 年 月 日〕 適 用 範 囲	最 低 賃 金 額 時 間 (改 正 発 効 年 月 日)	適 用 使 用 者 数 (人) 適 用 労 働 者 数
特 定 最 低 賃 金	<p>福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金<sup>協</sup></p> <p style="text-align: right;">〔S63.12.25〕</p> <p>1 適用する使用者 福井県の区域内で電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業又は映像・音響機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。                      (1) 18歳未満又は65歳以上の者                      (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの                      (3) 次に掲げる業務に主として従事する者                          イ 清掃又は片付けの業務                          ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰めの業務                          ハ 賄い、湯沸かし、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</p>	<p>857円 (R1.12.24)</p>	<p>129 11,280</p>
	<p>福井県百貨店、総合スーパー最低賃金<sup>協</sup></p> <p style="text-align: right;">〔H24.12.24〕</p> <p>1 適用する使用者 福井県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。                      (1) 18歳未満又は65歳以上の者                      (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの                      (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	<p>840円 (R2.12.24)</p>	<p>13 1,840</p>

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。

# 19 山 梨

区 分	最 低 賃 金 件 名 〔新 設 発 効 年 月 日〕 適 用 範 囲	最 低 賃 金 額 時 間 (改正発効年月日)	適用使用者数(人) 適用労働者数
地 域 別 最低賃金	山 梨 県 最 低 賃 金 〔S47.11.16〕 山梨県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	838円 (R2.10. 9)	28,722 318,400

特 定	<p>山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金<sup>㉔</sup> 〔S63.12. 4〕</p> <p>1 適用する使用者 山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。            (1) 18歳未満又は65歳以上の者            (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの            (3) 次に掲げる業務に主として従事する者                イ 清掃又は片付けの業務                ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務                ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務</p>	914円 (R3. 1.14)	327 13,830
最 低 賃 金	<p>山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金<sup>㉕</sup> 〔H1.12. 1〕</p> <p>1 適用する使用者 山梨県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。            (1) 18歳未満又は65歳以上の者            (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの            (3) 次に掲げる業務に主として従事する者                イ 清掃又は片付けの業務                ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）                ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）</p>	919円 (R3. 1.14)	74 3,100